

# 湖北イーグルス クラブ規約

## 第1条（名称について）

- 本クラブは、学校の枠を越えて地域単位で活動するバレーボールクラブで、正式名称を『湖北イーグルス』とする。

## 第2条（事務局について）

- 本クラブは、事務局を置く。所在地は、原則として代表の住所とする。

## 第3条（目的について）

- クラブ員が協力しバレーボールを楽しむことを通して、心身の健全な育成を助成し、全てのスポーツを愛し、生涯にわたってスポーツを継続して楽しむ態度を育成する。
- バレーボールと学校生活の両立を目指し、バレーボールの技術の向上だけではなく、学校生活における社会性・協調性の向上をねらいとする。
- 滋賀県ヤングクラブバレーボール連盟に登録し、連盟が主催する諸行事に参加する。

## 第4条（クラブ員について）

- 原則として旧東浅井郡・旧伊香郡在住の小学2年生から中学3年生までの児童生徒を中心としてクラブ員を組織する。なお、参加を目指す大会は、U-14（14歳以下）であるが、中学校卒業時まで、クラブ員としての活動を認める。
- 旧長浜市や米原市、他地域の児童・生徒については、希望すれば参加を認める。

### 第1項＜入会について＞

- ・ 入会は、申込用紙に必要事項を記入し、保護者捺印の上、チーム代表に提出する。なお、FAXに送付してもよい。（FAX.0749-57-6933）
- ・ 基本的に、3学期に募集するが、年間を通じて入会を認める。

### 第2項＜退会について＞

- ・ 本人および保護者から退会の申し出があったとき。
- ・ 本クラブ員として不適格と認めたとき。

## 第5条（指導者および組織について）

- クラブには、顧問、代表、監督を置き、その補佐としてコーチを数名置くものとする。
- 組織の円滑な運営のために、事務局を置くものとする。
- 顧問、代表、監督、コーチが集まる会を「役員会」と称する。役員会は、本クラブの運営や活動についての話し合いをもち、方針を決定する。
- 代表、監督、コーチが集まる会を「指導者会議」と称する。指導者会議は、本クラブの、練習など技術向上のための話し合いをもち方針を決定する。
- 代表、監督、コーチは、事務局を兼任することができる。
- 指導者は、青少年を健全育成する立場を自覚し、教育的な言動を行うものとする。指導者による体罰並びに暴言等は、これを一切認めない。

### 第1項＜顧問＞

- 顧問は、本クラブの運営に関わる高度な問題について、指導・助言する。

### 第2項＜代表＞

- 代表は、本クラブを総括する。
  - ・ クラブ外の各種会合に本クラブの代表として出席し、本クラブの意向・方針等を表明する。
  - ・ 役員会及び指導者会議を召集し、意見を集約し方針を決定する。

### 第3項＜監督、コーチ＞

- 監督は、練習及び試合において全責任を負うものとする。
  - ・ 監督は、指導者会議の意向を参考とし練習方法を決定する。
  - ・ 試合及び練習試合における作戦や選手の起用法は、監督に一任される。
  - ・ コーチは、監督を補佐する。
  - ・ 監督、コーチは、(財)日本体育協会公認スポーツ指導者（コーチ・指導員）、もしくはスポーツ少年団認定員の資格を有することが望ましい。（大会参加資格に関わる）

### 第4項＜事務局＞

- 事務局は、事務全般を行う。
  - ・ 練習日程等のプリント、部員募集のプリント、総会のプリント等を作成して配布する。
- 事務局は、会計全般を行う。
  - ・ クラブ運営のために会費を徴収し、その管理にあたる。

## 第6条（練習と学校との関わりについて）

#### 第1項<練習について>

- ・練習日時は、原則として、水曜日・木曜日の夜（19：00～21：00）、および土曜日・日曜日の午前中に行う。ただし、大会前等には臨時に他の曜日に練習を行う場合もある。  
※指導者の都合や選手の申し出により、練習日時を変更することもある。
- ・学校行事や地域行事を優先して、練習日程を設定する。  
※学校や地域の大きな行事の前日および当日は、練習中止を検討する。
- ・風邪などの病気が流行っているときには、練習時間の短縮や中止をする場合もある。
- ・学校生活へ影響が出ないように、クラブ員の練習時間は、クラブ員の様子を指導者が判断し、決定する。（半日が基本）なお、体調不良の場合は、練習することはできない。
- ・練習会場は、原則速水小学校および湖北中学校体育館とし、学校と連絡調整をする。
- ・練習場所への送迎は、保護者が責任を持って行う。なお、保護者が互いに助け合うことを妨げるものではない。

#### 第2項<学校との関わりについて>

- ・本クラブは、学校組織とは関係をもたない。ただし、学校部活動の地域移行の流れを鑑み、選手の混乱を避け、共存をはかるために連絡調整を行う。
- ・中学生の場合は、状況により各校の女子バレーボール部（部活動チーム）の練習への参加を依頼をする場合もあるが、男子バレーボール部の設置を目指すものではない。

#### 第7条（クラブ会費等）

- 会費…年24,000円（月2000円）を4期にて分納（保険料、協会登録料を含む）
- 遠征、大会参加費等は、必要があれば徴収する。
- 練習場所までの往復交通費は、参加者の負担とする。
- クラブ運営費は、その年度で決算する。会計年度は、4月から3月までとする。  
その用途については、役員会で決定し全クラブ員保護者に年度末会計報告にて知らせる。

#### 第8条（保護者会について）

- クラブ員の保護者は保護者会を組織する。保護者会の名称は『湖北イーグルス保護者会』とする。（略称：保護者会）
- 保護者会は、会員相互の親睦を図り、クラブ員の健全な育成を側面より支援する。

#### 第1項<保護者会役員について>

- ・保護者会は、会長1名、副会長1名を置く。（総会において会員の互選により選出）  
任期は、4月から翌年3月までの1年間とし、再任を妨げない。  
また、今後、学年代表などの役員を必要に応じて置くことができる。

#### 第2項<保護者会総会について>

- ・保護者会は、代表の招集により総会を開催し、次のことを決める。
  - ① 役員の選任、会計決算報告など
  - ② 規約の改正
  - ③ その他必要な事項

#### 第9条（ケガなどの事故の処置について）

- クラブ員は、スポーツ保険に加入する。
- 指導者は、応急処置はするが、事後は保護者にて対応し、保険の適用を受ける。

#### 第10条（遠征や大会参加について）

- その都度、参加方法を検討をするが、原則として、現地集合とする。ただし、スタッフや保護者の代表に送迎を依頼する場合は、車1台につき1000円の借用料を支払う。なお、50km以上を目途とする。高速道路使用時は、必要経費を支払う。
- 長浜市外で開催される大会等について、引率スタッフには、交通費を状況に応じて支給する。なお、この交通費や県外での大会等については、宿泊費等を含めて別途協議する。

#### 付則

1. 本規約は、平成26年8月17日から実施する。
2. 本規約は、変更を要する必要がある場合、その都度改正することができる。
3. 本規約は、平成27年4月1日に改正する。（練習について）
4. 本規約は、平成28年4月1日に改正する。（クラブ員について）
5. 本規約は、令和2年2月1日に改訂する。（第6条第2項の表記について）
6. 本規約は、令和4年4月1日に改定する。（第4条、第6条第2項について）
7. 本規約は、令和5年10月1日に改定する。（第4条第1項、第6条第1項・第2項について）
8. 本規約は、令和6年3月27日に改訂する。（第10条スタッフの交通費について）
9. 本規約は、令和6年6月5日に改訂する。（第7条会費について）